

平成 25 年 3 月 8 日
株式会社日本政策金融公庫

「経営改善・資金繰り相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善を一層支援するとともに、年度末以降の資金繰り支援を万全なものとしていくため、本日（3月8日）、全支店（国民生活事業及び中小企業事業）に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置しました。

今月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（金融円滑化法）」の期限を迎えることを踏まえ、日本公庫は政策金融機関として、中小企業・小規模事業者の皆さまからの融資相談及び返済相談に、個別事情を踏まえ、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

＜中小企業・小規模事業者の皆さま向けの主な融資制度＞

○経営環境変化資金（セーフティネット貸付）の概要

融資対象者	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している方
資金使途	設備資金 運転資金
融資限度額	【国民生活事業】 4,800万円（注） 【中小企業事業】 7億2,000万円
融資期間（据置期間）	設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金： 8年以内（3年以内）
利率	基準利率 ただし、運転資金のうち次に掲げる要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。 ①雇用の維持または拡大を図る場合は、「基準利率－0.2%」 ②売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「基準利率－0.3%」 ③次のすべての要件を満たす場合は、「基準利率－0.4%」 (イ) 認定経営革新等支援機関又は公庫の経営指導を受けて事業計画書を作成すること (ロ) 最近の決算期において、債務負担が重く経営の改善に迫られていること。 (注1) 前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率－0.5%」。前①及び③のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率－0.6%」 (注2) 中小企業事業においては、③の要件を満たすものであって、担保を徴しない場合には0.5%を控除する（ただし、有担保の貸付利率を下限とする）。
その他	上記③を適用する場合には、次のアからウのすべてを満たす必要があります。 ア 事業計画書を提出していただきます。 イ 融資後は、事業計画の進捗状況をご報告していただきます。 ウ 法令・会計慣行の遵守、真実かつ正確な情報開示等を含む特約を締結していただきます。（中小企業事業）

（注）生活衛生セーフティネット貸付（運転資金のみ）の融資限度額は5,700万円です。

○挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）の概要

融資対象者	創業・新事業展開・事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方								
融資限度額	【国民生活事業】 1社あたり2,000万円 【中小企業事業】 1社あたり3億円								
融資期間	【国民生活事業】 7年以上10年以内（一定の要件を満たす場合は、7年以上15年以内）（期限一括償還） 【中小企業事業】 15年・10年・7年（期限一括償還）								
利 率	【国民生活事業】 融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。 8.55%、4.75%、0.90% 【中小企業事業】 適用した融資制度に基づき、融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜新企業育成貸付を適用した場合＞</td> <td style="text-align: center;">＜企業再生貸付を適用した場合＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期間 15年：6.30%、4.55%、0.40%</td> <td style="text-align: center;">期間 15年：6.35%、4.40%、0.40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期間 10年：6.00%、4.30%、0.40%</td> <td style="text-align: center;">期間 10年：6.25%、4.30%、0.40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期間 7年：5.65%、4.05%、0.40%</td> <td style="text-align: center;">期間 7年：6.20%、4.25%、0.40%</td> </tr> </table>	＜新企業育成貸付を適用した場合＞	＜企業再生貸付を適用した場合＞	期間 15年：6.30%、4.55%、0.40%	期間 15年：6.35%、4.40%、0.40%	期間 10年：6.00%、4.30%、0.40%	期間 10年：6.25%、4.30%、0.40%	期間 7年：5.65%、4.05%、0.40%	期間 7年：6.20%、4.25%、0.40%
＜新企業育成貸付を適用した場合＞	＜企業再生貸付を適用した場合＞								
期間 15年：6.30%、4.55%、0.40%	期間 15年：6.35%、4.40%、0.40%								
期間 10年：6.00%、4.30%、0.40%	期間 10年：6.25%、4.30%、0.40%								
期間 7年：5.65%、4.05%、0.40%	期間 7年：6.20%、4.25%、0.40%								
担保・保証人	無担保・無保証人								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本特例による債務については、金融検査上、自己資本とみなすことができます。 ・本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。 ・四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約の締結や、公庫が適切と認める事業計画書を提出して頂きます。 ・期限前弁済は、原則として認められません。 								

○企業再建・事業承継支援資金の概要

融資対象者	厳しい業況にある中、事業再生に取り組む方
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】 7,200万円（うち運転資金 4,800万円） 【中小企業事業】 7億2,000万円（うち運転資金 7億2,000万円）
融資期間 （据置期間）	【国民生活事業】 設備資金 15年以内（2年以内）、運転資金 15年以内（2年以内） 【中小企業事業】 設備資金 20年以内（2年以内）、運転資金 15年以内（2年以内）
利 率	基準利率ほか